

1. 件名

特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な人材の育成及び確保並びにサプライチェーンの強靱化に関する調査

2. 目的

デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築するために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、先端半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、5G促進法の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた認定事業者に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

そこで、本調査では、特定半導体生産施設整備等の促進に向けて、特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な人材の育成及び確保並びにサプライチェーンの強靱化について、特定半導体生産施設整備が実施される地方における基礎調査を行う。

3. 内容

(1) 人材育成に関する調査

特定半導体施設整備事業者及び関連企業が必要とする人材像を顕在化するとともに、教育界で学生等が習得することを期待するスキル等を明確化する。また、特定半導体の安定供給体制の構築・維持に向けた人材育成に係る課題について先行する海外の取組を調査し、比較分析する。分析結果を基に、産業界が求める人材像（ニーズ）を踏まえた高専等教育界への人材育成プログラム立上げに向けた提言にまとめる。

(2) 人材確保に関する調査

学生等に対する半導体産業のプレゼンス向上のためのPR手法の調査を行い、現状における課題を分析し、今後の方策等含めた提言にまとめる。

(3) サプライチェーン強靱化に関する調査

特定半導体の安定供給体制の構築・維持にむけ、川上から川下（半導体ユーザーを含む）までのサプライチェーンの強靱化のための戦略策定に必要な調査及び戦略策定に向けた提言をまとめると共に調査結果に基づいたサプライチェーン強靱化に有効な手法等を検討し提案する。

4. 調査の進め方

(1) 人材育成及び確保並びにサプライチェーン強靱化それぞれの調査について、産学官の機関で構成する2つのワーキンググループ（人材WG及びサプライチェーンWG）を設置する。各WGは期間中3回程度の会議を開催し、計画の具現化、調査の実施及びまとめを行う。各WGは、期間の途中で中間報告書として途中結果をまとめる。なお、WGの構成員は、NEDOとの協議の上、決定する。

(2) 途中結果を反映して調査を継続し、本調査が対象とする「人材育成及び確保並びにサプライチェーン強靱化」に向けて進むべき方向性について提言としてとりまとめ、最終報告書とする。

(3) 人材育成に係る課題について先行する海外の取組調査については、リモート会議によるヒアリングのほか、調査団を現地に派遣し、大学等教育機関、支援機関、行政機関、企業（設計企業、製造企業等）を直接訪問し実施する。なお、調査団の構成はNEDOとの協議の上、決定する。

また、調査対象の国内の調査対象機関（企業、大学等教育機関等）として、人材育成及び確保について

は国内教育機関30機関程度、国内企業100から300社程度及びサプライチェーン強靱化については国内半導体関連企業50社程度を想定しているが、具体的な調査先については、NEDOとの協議の上、決定する。

5. 調査期間

NEDOが指定する日から 2023 年 3 月 20 日まで

6. 報告書

提出期限：2022 年 11 月 30 日（水）※中間調査報告書

：2023 年 3 月 20 日（月）※最終調査報告書

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

9. その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDO と実施事業者が協議の上で決定するものとする。